

5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供 に係る課題の検討(方針整理)

令和3年6月15日

事 務 局

検討の経緯

- 現状の5Gは、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局を連携させて動作させるNSA(Non Stand Alone)方式であるが、4Gのコアネットワークから独立した5Gのコアネットワークによる5Gの基地局を単独で動作させるSA(Stand Alone)方式へ2021年度から順次切り替わっていく。
- このSA方式の導入に伴い、ネットワークの仮想化、スライシングの導入、クラウド等他社設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等、公正な競争関係の確保に影響を与える環境変化が進展していくことが想定される。
- 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」においても検討され、その最終報告書(2020年2月)において「総務省において、各社における5Gサービス提供開始の状況を踏まえ、2020年春以降、検討を深めていくことが適当である」とされている。
- なお、同研究会においては、MVNOへの機能開放の方法として、以下の2つの方法が議論された。
 - APIを利用する形態による機能開放(=ライトVMNO)
 - コアネットワークによる機能開放(=フルVMNO)
- 上記の状況に鑑み、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにする観点から、今後の具体的なスケジュールや協議における基本的事項である標準的な機能開放形態、進め方等を共有した上で、早期に合意形成を諮っていく必要がある。
- しかしながら、現時点では、事業者間協議が始まっていない状況であることを踏まえ、MNO3社とMVNO委員会の間で、例えば以下の事項について、事業者間協議を行った。
 - ライトVMNO、フルVMNO等5G(SA方式)で想定される機能開放の形態と各形態のメリット・デメリット及び実現可能性
 - それらを実現するための課題及び実現までの検討スケジュール

方向性

- 事業者間協議の結果から、現時点で実現に向けたスケジュールが見通せている機能開放形態としては、L3接続相当(サービス卸)、ライトVMNO(スライス卸/API開放のうち、APIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用する限定的パターン)の2つが挙げられた。
- 今後個社間の協議においては、MVNOにおいて5G(SA方式)の機能開放により実現したいサービスの明確化を行う、MNO・MVNOの双方において相互理解を深めるよう努めるとともに、MNOにおいて料金等の提供条件に関して必要な情報提供を適切に行っていくことで、MNOとMVNOが同時にサービス提供を開始できるようにすることが適当ではないか。その際、その協議が適切に行われているか否か等について、総務省において引き続き注視する必要があるのではないか。
- また、今回の協議においては、a) 既存LTEとの連携、b) 音声通話の実現方法、c) MECの活用・連携について、いずれの形態においても定まっていなかったことが確認されたところであるが、これらの事項はMVNOの事業展開上必要な事項であると考えられることから、その実現方法についてMNOとMVNOの間で、精力的に協議を行っていくことが適当ではないか。その際、その協議が適切に行われているか否か等について、総務省において引き続き注視する必要があるのではないか。
- 上記の形態はいずれも卸電気通信役務による提供が想定されているため(については接続での提供も可能)、卸電気通信役務、特に指定設備卸役務については、代替性検証における検討でもあったとおり、その適正性の確保が重要になってくる。5G(SA方式)においてMVNOがMNOの「競争の軸」としての役割を十全に果たすためには、MVNOがMNOに劣後することなく、同等のサービスを提供開始できるよう、MNOが能動的に交渉に臨むことを促すとともに、MVNOへの積極的な情報開示を始めとする卸交渉を活性化・適正化する方策等について、一過性の形で終わらせることなく、総務省において、制度的な対応を含めて検討することが適当ではないか。
- なお、現時点でスケジュールが見通せない機能開放形態であるライトVMNO(スライス卸/API開放のうち、広範なAPI開放を行うパターン)、L2接続相当(PCC接続方式、ローミング接続方式)、フルVMNO(RANシェアリング)についても、MVNO独自のサービス提供等によるMNOとのサービス競争の促進のため、実現に向けた協議を促すとともに、先に実現した開放形態の「ロックイン効果」が働くことにより他の開放形態が実現しづらくなることのないよう、MVNOの要望を踏まえた上で、標準化動向等を踏まえつつ、検討していくことが適当ではないか。